

# 矢巾町農業ビジョン

「次世代に引き継ぐやほば型農業の実現」



平成23年3月

矢 巾 町

# 目 次

はじめに		1
第1章	農業ビジョン策定にあたって	2
1	基本理念	2
2	基本方針	2
3	農業ビジョン策定の位置づけ	3
4	農業ビジョンの体系	4
第2章	矢巾町農業の現状と課題	5
1	農家戸数と農業従事者の状況	5
2	農業経営と担い手の状況	5
3	農地と農業基盤の状況	7
第3章	農業ビジョン実現に向けた取組み	9
1	適地・適作 矢巾ブランドの確立	9
2	複合経営の推進	9
3	6次産業化の推進	10
4	食農教育の推進	11
5	農地・農業用施設の保全	11
6	担い手の育成	12
7	豊かな農家生活の樹立	13
8	消費者との交流の促進	13
参考資料	「矢巾町の農業についての意向調査」(平成22年)	

## はじめに

国では、昭和36年に制定した「旧農業基本法」が、わが国経済社会の急速な経済成長、国際化の著しい進展等により大きな変化を遂げ、食糧、農業、農村をめぐる状況が大きく変化してきたことから、平成11年7月に新たに「食糧・農業・農村基本法」を制定して、食糧の安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興の基本理念を設定し、WTO体制のもとでの貿易自由化を前提に、国内農業への市場原理の一般化、それに対応する経営体の育成を進めるとともに、エコファーマー制度や中山間直接支払制度を創設しました。

この後、平成17年3月に「食糧・農業・農村基本計画」を改定するとともに、平成17年10月には「経営所得安定対策等大綱」を公表して、平成19年度からこれまで全農家を対象に品目別に講じられてきた経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、経営全体に着目した「品目横断的経営安定対策」（平成20年度からは「水田経営所得安定対策」）に移行することになりました。平成22年3月にはこれまでの「食糧・農業・農村基本計画」を見直し、自給力向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を創り上げていくために、これまでの支援対象を大幅に拡大して販売農家とする「戸別所得補償制度」に移行し、平成22年度からは水田に限ったモデル事業を実施し、平成23年度からは水田に限らず、畑作も対象とする本格実施に移行することとしております。

このように国の農業政策が大転換を繰り返し、更にはこれまで本町農業の基幹作物である水稲においては、米価の下落に歯止めがかからず、「戸別所得補償制度」のモデル事業が展開される中、平成22年10月に発表された平成22年産米概算金では、大幅な下落を招くなど、農業者を取り巻く状況はますますその厳しさを増し、更には外国との関税の撤廃を意図したTPP（環太平洋連携協定）の検討がとりたただされるなど、今後の農業経営に不安を感じる農家が多くなってきております。

このため、本町においても持続的に農業を進展させるために長期的計画を策定し、農業者が希望を持って農業経営を行っていける環境づくりが急務となったことから、今般、矢巾町農業ビジョン策定委員会を設置し、関係機関、団体、農業者、商工業者の代表等幅広い方々を委員に委嘱してご検討をいただき、矢巾町農業ビジョンを策定したところであります。

今後、本ビジョンを基本として本町農業の持続的な発展を図っていく所存でございますので、関係各位のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年3月

矢巾町長 川村光朗

# 第1章 農業ビジョン策定にあたって

## 1 基本理念

本町は、盛岡市の南隣に位置し、東を流れる北上川と西にそびえる南昌山に囲まれたほぼ平坦な地形にあり、国道4号、東北縦貫自動車道、東北本線や東北新幹線が南北に走る交通の要所となっています。

このため、近年は盛岡市のベッドタウンとして住宅開発等が増加し、矢幅駅周辺、国道4号沿線や流通センター周辺は都市的様相を呈してきていますが、西部山麓では緑豊かな自然が残り、平場の大半も水田として田園風景を残しています。

このような環境のもと、本町の農業は古くから水稻栽培を中心に発展し、良質米の産地として名を馳せ、現在も水稻が町の基幹作物となっています。

しかしながら、昨今農業を取り巻く状況は厳しさを増しており、国の農業政策の大転換と相まって、農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足など多くの問題を抱え、本町農業の正念場に差し掛かっていると言っても過言ではありません。

本ビジョンは、町民が農業に対する愛着と夢を育み、実現するために、本町農業の持続と特色のある発展を大きな前提とし、次世代に引き継ぐためのあり方や新たな方向性を示すものとして、基本理念を「**次世代に引き継ぐやはば型農業の実現**」とします。

## 2 基本方針

### (1) 活力と魅力ある農業の実現

本町の歴史ある稲作に循環型農業を活用しながら他産地との差別化をはかり、安全・安心な売れる米づくりを推進するとともに、付加価値が高い製品の導入や複合経営の推進によって、農業で生計を維持できる農家経営の樹立を目指します。

また、農業収入の向上と経営の安定化を図るため、農産物に付加価値を与える加工農産物の開発支援、意欲ある人材の育成や農商工連携を促進して、6次産業化を推進します。

### (2) 農業生産基盤の保全

本町農業の根幹を成す農用地を保全していくため、都市計画等との調整を図って適切な土地利用に努め、今後の生産活動の多様化に対応できうる水田の汎用化を促進するとともに、担い手の支援や農地・農業用施設が持つ多面的機能



を維持するため、地域一体となった農業用施設保全の活動を展開します。

### (3) 農業従事者の確保・育成

農業従事者の高齢化や後継者不足により、離農や耕作放棄地の発生が危惧されることから、認定農業者や集落営農組織の育成を図るとともに、農業後継者や女性農業者の育成、新規就農者の確保に努め、地域営農の持続と農業者が夢と誇りの持てる農業経営の確立を目指します。

### (4) 都市と共生する農業の実現

都市近郊の農村地帯として、適切な土地利用計画のもとで農村と都市が共存し、消費者である都市住民とグリーンツーリズム、農業体験や産直を通して交流を図りながら、消費者のニーズを把握するとともに、良質で安全・安心な農産物を生産する本町農業を積極的に情報発信し、都市と共生する農業の実現を目指します。

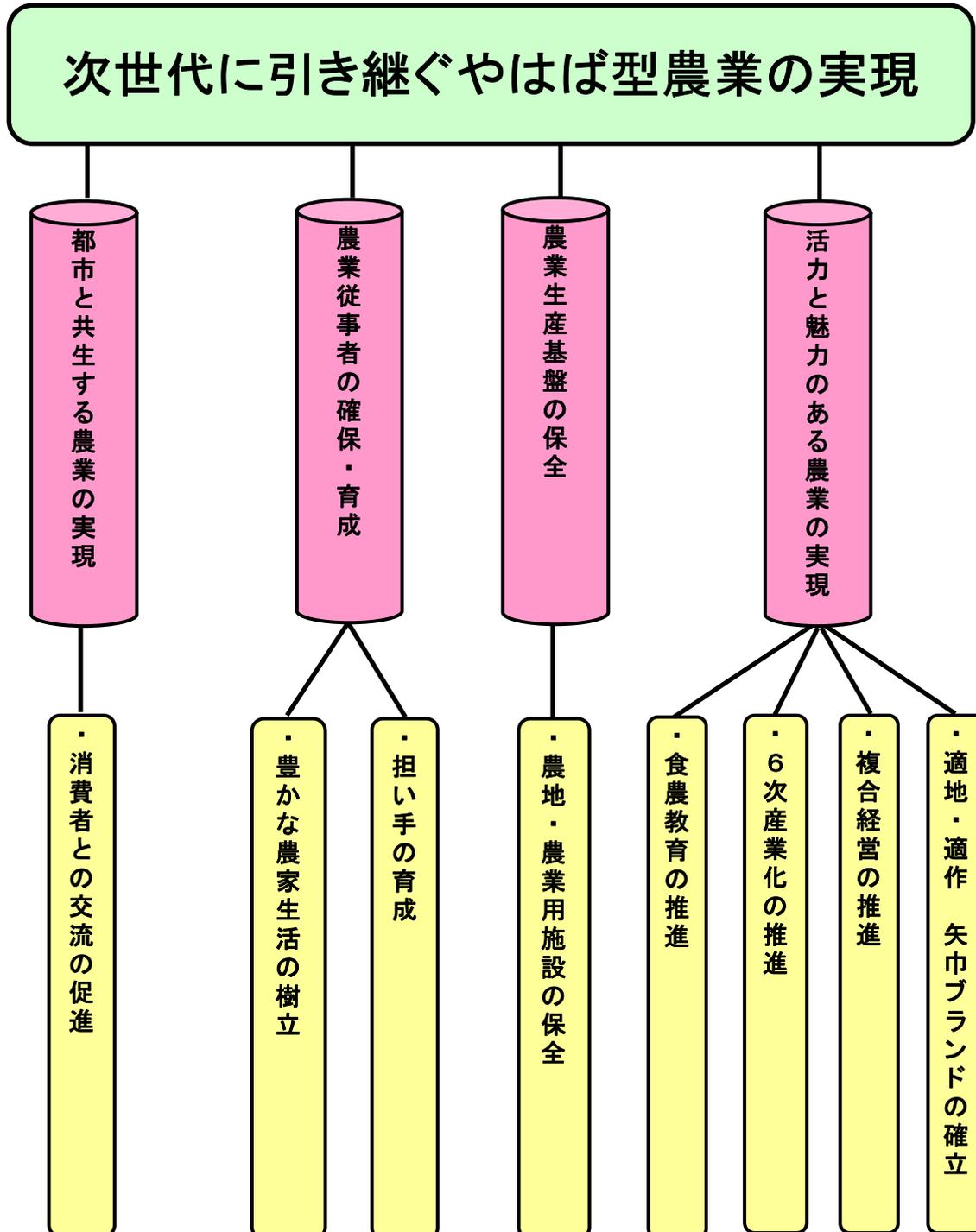


## 3 農業ビジョンの位置づけ

「矢巾町農業ビジョン」は、農業を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、概ね20年後の本町農業の新たな価値を創出し、次世代に残していくために取り組むべき方向を示すもので、矢巾町総合計画を上位計画とし、本町農政を推進するための部門別の計画として位置付けます。

なお、本ビジョンは、今後の社会経済情勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

## 4 農業ビジョンの体系



## 第2章 矢巾町農業の現状と課題

### 1 農家戸数と農業従事者の状況

#### 現 状

本町の農家戸数は、農業所得の減少、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足による担い手への委託等から、平成17年には1,589戸であったものが、平成22年には1,032戸（農業センサス概数）に減少しており、専業農家についても平成17年には153戸であったものが、平成22年には111戸（農業センサス概数）に年々減少しています。

このほか、農業従事者についても、平成17年には1,383人であったものが、平成22年には1,011人（農業センサス概数）に減少している状況にあります。

また、農業経営主の年齢は、平成22年実施の「矢巾町の農業についての意向調査」（以下、「意向調査」という。）では、50歳代以上が全体の87%を、70歳以上では全体の27%を占め、高齢化が顕著に現われています。

農家の後継者については、意向調査で「いない」、「未定」と答えた農家が61%にも及び、農業後継者不足は深刻な状況になっています。また、「いる」と答えた39%の農家のうち、72%の農家が今後就農するであろうという希望的な意向が見受けられました。



#### 課 題

- (1) 農業で生計を維持できる農業経営の実現が課題となっています。
- (2) 年間を通して農業所得を得る体系づくりが必要になっています。
- (3) 農業従事者の高齢化や後継者の確保が課題となっています。

### 2 農業経営と担い手の状況

#### ○現 状

意向調査によると、本町農家の年間農産物販売額については、100万円未満が52.1%と最も多く、次に100万～300万円が32.9%で、2つの区分を併せた300万円未満が全体の85%占める結果でした。

また、農家における農業収入の位置付けでは、全体の72%が「農業収入が半分以下+農外収入」と答えており、生計を農外収入で賄っている農家が増加しています。

加えて、農業所得を向上させるための付加価値の高い特産品への取り組みについては、60%の農家が考えていないと回答し、生産物に付加価値を持たせる加工等への取り組みについても、77%が取組む予定がないとの回答で、これら取り組みについては関心が薄いという結果でした。

担い手については、現在町内に認定農業者が130名、集落営農組織が30組織あり、地域農業ビジョン等で地域の担い手として位置付けられています。

認定農業者は、水稻栽培を主体に利用権の設定や作業受託により経営面積を拡大し、大型機械導入による作業効率の向上や経費の節減により農業所得の向上に努めており、中には、独自の販路で販売を手がけている農家も見受けられます。また、水稻栽培のほか多様な業態の複合経営を営み、経営の改善に努めていますが、農産物の価格低迷等で農業経営は厳しい状況にあります。

集落営農組織では、町内の農業者の約85%（意向調査）が加入しており、いずれも水稻栽培と転作作物である小麦や大豆に取り組んでいますが、平成19年度から始まった「品目横断的経営安定対策」に併せて設立された任意組織であり、一元経理は実施しているものの、まだ未成熟と言わざるを得ない状況です。そのため、意向調査では、集落営農加入者の中でも、今後の加入について「わからない」と態度を決めかねている方が49%にも及んでいます。

## 課 題

- (1) 本町農業を維持発展させていくためには、農業で農家の生計が維持できる経営が必要であり、農業所得の向上と経営の安定化が課題となっています。
- (2) 農業所得を向上させるため、適地適作に配慮した付加価値の高い特産品の導入が課題となっています。
- (3) 農産物の出荷だけによる農業収入では、価格を市場に委ねている状況であり、自らの生産物に付加価値をつけて販売する6次産業化の実現と促進が課題となっています。
- (4) 農家の生産規模の拡大や経営の安定化を図るため、実需者や消費者を確保し、販路の拡大を図っていく必要があります。
- (5) 本町農業の振興を図る上で、消費者である都市住民の信頼を得ることが重要であることから、都市に向けた積極的なPRの展開が課題となっています。
- (6) 農業従事者の高齢化や後継者の不足による離農や耕作放棄地の発生に対しては、これら農地の受け手となりえる認定農業者や集落営農組織等の地域の担い手の育成を図っていく必要があります。

- (7) 地域農業を維持していくため、新規就農者や法人等の新規参入についても受け入れていく必要があります。
- (8) 認定農業者や集落営農組織については、地域営農を牽引する中核として経営感覚に優れた人材の育成が求められています。
- (9) 地域における認定農業者と集落営農組織の棲み分けが課題となっています。

### 3 農地と農業基盤の状況

#### 現 状

本町の農業耕作面積は、平成17年には2,453haであったものが、都市化の進行に伴う開発行爲による農地の宅地化や道路等の公共施設用地化により、平成22年には2,214ha（農業センサス概数）となっています。

また、意向調査によると、農地の流動化について、貸借による利用権が設定されている面積は563ha（291戸）、作業受託面積は1,123ha（167戸）となっており、本町農用地の約76%の面積にあたる1,686haの農用地面積が利用権設定ないしは作業受委託契約を締結している状況にあります。



本町の水田農用地は、昭和20年代に実施した積雪寒冷単作地帯振興法により10a区画に整備されたものが、昭和40年代から始まった農業基盤整備事業では30a以上の区画に整備され、現在施工中の地区では100a区画の整備が実施されています。これにより、町内の農用地の約80%が基盤整備を実施したことになり、残る20%が市街地に隣接ないしはまとまりの少ない地形のもとで残されている状況にあります。

また、用排水路等の農業用施設については、基盤整備事業にあわせて整備されてきましたが、老朽化による補修個所の発生や、耕作者の不在や担い手への過度の集積により管理が行き届いていないなどの個所が増加してきています。

#### 課 題

- (1) 都市化の進行に伴い農地が減少していることから、適切な計画のもとで優良農地の保全を図っていくことが必要となっています。
- (2) 農地の利用権の設定や農作業の受委託にあたっては、担い手の育成、農地の集積を考

慮した中で、農地の流動化を促進していくことが課題となっています。

- (3) 農地を有効利用していくためには、農地の汎用化が重要であり、そのためには排水対策が有効であることから、暗渠排水の整備や排水路の維持補修が必要となっています。
- (4) 農地や農業用施設は生産の用に供するものであるとともに、洪水防止等の多面的機能も併せ持つものであることから、農業者だけではなく地域が一体となった保全の取り組みが必要となっています。



## 第3章 農業ビジョン実現に向けた取組み

### 1 適地・適作 矢巾ブランドの確立

#### (1) 安全・安心な売れる米づくりの推進

本町は北上川上流部に位置し、古くから良質米の産地として名を馳せ、肥沃な北上川流域から産する米は「徳田米」として関東地区等で珍重されてきた歴史があり、現在も本町農地の大半は水田として整備され、稲作が本町の基幹作物となっています。近年米価は低迷し生産農家にとっては厳しい状況が続いていますが、これまでの歴史、



現在の農地や農業用施設等の状況から、今後とも稲作を推進し、消費者ニーズを的確に把握した安全・安心な売れる米づくりを促進してまいります。

#### (2) 新たな特産品開発の推進

水田農業が中心となっている本町の農家経営の安定化を図るためには、水稻だけに頼ることなく、付加価値が高い新たな特産品の導入が必要であり、水田を活用した土地利用型作物や施設園芸作物など本町の環境に合致した作物を掘り起こし、流通、販売等の関係団体と協議しながらブランド化を目指してまいります。

#### (3) 環境保全型農業の推進

農薬や化学肥料の投入をできるだけ抑制して環境負荷を低減するエコファーマー制度や生産履歴を明確にするトレーサビリティ制度の導入を促進し、安全で安心な農産物を生産する環境保全型農業を今後とも推進して、消費者との信頼関係の構築や他産地との差別化を図ってまいります。

また、生態系の保全にも努め、ホタル鑑賞会を実施するなどして環境保全型農業の取り組みを広く情報発信してまいります。

### 2 複合経営の推進

#### (1) 付加価値の高い農産物の導入

これまで水田農業を基幹として営まれてきた本町農業にとって、止まることのない米価の下落により農家の農業所得も減少を続けていることから、付加価値の高い農産物を取り込んだ多様な複合経営を積極的に推進し、農業経営の安定化を図ってまいります。

## (2) 集落営農組織での複合経営の推進

地域で組織する集落営農組織では、農地が集積され、機械作業で効率化されることにより、構成員の中に生じる余剰労働力を新たな製品への取り組みに活用することができることから、集落営農組織を地域の中核として複合経営を推進してまいります。

併せて、町内の集落営農組織が連携して同一作物に取り組むことにより、生産量も増大し、本町の特産品とすることも可能となることから、営農組織の組織化も推進してまいります。

## (3) 冬季間の農業生産の推進

本町は積雪により冬季間の農業生産が停滞することから、冬季対策としてパイプハウス等を活用した園芸作物等の生産や農産加工品の製造を、集落営農組織を主体に推進し、農業所得の向上と冬季の雇用対策を促進してまいります。



# 3 6次産業化の推進

## (1) 加工農産物の開発支援

農作物の生産に留まらず、加工等により付加価値を高めて販売することは、農業者の所得向上を期待できることから、農業者や組織が行う加工農産物の開発を積極的に支援するとともに、産学官が連携した産品開発にも取り組んでまいります。



## (2) 異業種との交流促進

農産物の加工販売に取り組む上で、食品業者等異業種との情報交換は有用なことから、農商工が連携した交流の場を設定し、新たな製品の開発等に繋げる取り組みを促進してまいります。

## (3) 意欲のある人材の育成支援

農産物の加工販売に取り組むためには、明確な目的意識を持って取り組むことが肝要であることから、意欲のある人材に対しては積極的に育成支援してまいります。

## 4 食農教育の推進

### (1) 食農教育の充実

子供の食に対する興味と力量を育て、食を通じて農業の大切さを理解してもらうことは重要であることから、家庭教育に重きを置き、関係機関・団体が連携した地産地消による料理講習会や農業体験の開催によって、地元農産物や農業に接する機会を提供するなどして、食農教育を推進してまいります。



また、学校給食における地元食材の利用を高めるため、農協等関係団体と連携し、生産技術の向上を図ってまいります。

### (2) 「健康長寿の町」の実現

本町は「健康長寿の町」を目指していることから、本町で生産される安全・安心な農産物を活用した健康に資する食材やレシピの研究を町関係部署や関係機関と連携して取り組み、有用なものについては流通、販売等の関係団体と協議しながら商品化を目指します。

## 5 農地・農業用施設の保全

### (1) 土地利用

本町は盛岡市の南隣に位置し、矢幅駅周辺や国道4号沿線及び流通センター周辺では年々都市化が進み、農地は減少している状況にあります。本町農業の根幹を成すものは農用地であり、本町農業を維持発展させていくためには、適切な土地利用計画のもとで田園空間と都市空間の棲み分けをしていく必要があることから、定期的に都市計画と農業振興地域整備計画を見直し、農用地の保全を図ってまいります。



### (2) 農地の汎用化の推進

本町の農地は平場にあり、大半は水田として活用されていますが、新たな特産品への取り組みや複合経営を実施するうえで、水田を畑作物が作付けできるほ場に整備することが必要であることから、助成事業の

導入を図りながら灌漑装置や排水不良地への暗渠排水の設置及び更新、排水路の改修等の整備に努め、農地の汎用化を図ってまいります。

### (3) 農業用施設の保全

担い手への農地の集積に伴い、農業用施設の維持管理等にかかる負担の増大が危惧されることから、結いの精神により地域住民が一体となって担い手を支援する活動を展開するとともに、農地や農業用施設が持つ多面的機能の維持に努めてまいります。

## 6 担い手の育成

### (1) 認定農業者や集落営農組織の育成

今後、地域の農業従事者の高齢化や後継者不足により、離農や耕作放棄地の発生が危惧されることから、地域の農業生産を担っていくと期待される認定農業者や集落営農組織を育成するとともに、両者が協調した地域営農の推進を図ってまいります。

また、効率的、安定的な農業経営を営むため、担い手の法人化を推進するとともに、農業経営の改善支援を図ってまいります。



### (2) 農業後継者や女性農業者の育成

農業後継者となりえる若者の情報収集に努め、関係機関と連携して研修等の機会を提供するとともに、若手農業後継者の組織化を図って相互交流できる場の構築に努めます。

また、女性農業者が農業経営に積極的に参画できるよう、家族経営協定の普及に努めるとともに、農産物の加工販売や産直への取り組みについても支援してまいります。

### (3) 新規就農者の確保

農業従事者の高齢化や後継者不足による農業従事者の不足に対処するため、企業定年退職者を含めた意欲ある新規就農者の確保に努めてまいります。

また、農地法の改正に伴い、農業生産法人以外の異業種からの農業への参入も可能となったことから、地域との協調を基本とし、地域の農業者として位置づけるとともに、就業の場の確保に努めてまいります。

### (4) 地域農業の推進

農業従事者の高齢化や後継者不足により耕作の継続が困難となった農地については、地域の担い手と位置づけられている認定農業者や集落営農組織への集積を図り、優良農地の保全と担い手の規模拡大を図っていくとともに、地域農業の推進を図ってまいります。

## 7 豊かな農家生活の樹立

### (1) 農業で生計を維持できる経営の確立

農業後継者の不足の要因のひとつとして、農業経営だけでは農家の生計を維持していくことが困難であると考えられる人が多いと推察されることから、複合経営の推進や新たな特産品を導入するなどして農業所得の向上を図るとともに、農業経営の診断や改善を積極的に推進し、農家の安定的な農業経営の確立を目指してまいります。

### (2) ゆとりある農業の確立

農業は休日もない過酷な業種と考える人が多く、若者から農業が敬遠されるもうひとつの要因と考えられることから、家庭内での役割分担、就業時間や休日の設定等を取り決める家族経営協定の締結を推進し、ゆとりある農業の確立を目指してまいります。

また、農繁期や畜産等の業態でも定期的に休日を設定できるよう、非農業者も組み入れた農業ヘルパー制度の創設を図ってまいります。

## 8 消費者との交流の促進

### (1) 都市近郊農業の推進

本町は盛岡市に隣接しており、近距離で都市と交流できる立地条件を有効に活用し、農産物を迅速に供給できる販路の構築や消費者の誘導を図ってまいります。また、企業等が行う農産物の加工販売、地元外食産業や岩手医科大学等の施設への食材の供給についても、生産者と連携し推進してまいります。

### (2) 消費者との交流の促進

本町の農業を振興していくためには、消費者である都市住民が本町農業や良質で安全・安心な農産物に対して理解していただくことが不可欠であり、グリーンツーリズム、農業体験、産直を通じた交流や都市に出向いた交流の場の設定により、消費者のニーズを把握するとともに、本町農業の積極的なPRに努めてまいります。



### (3) グリーンツーリズムの推進

グリーンツーリズムは、本町が有する多くの資源や機能を活用し、農業や農村を通して都市住民との心の交流を図るものであり、今後の活動の広がりが期待されるものことから、観光や教育といった分野と連携し積極的に食農教育の展開を図るとともに、

都市住民の視点に立った事業の推進をはかり、既存農家を活用した滞在型グリーンツーリズムの展開を目指してまいります。

#### (4) 産直の育成・支援

農産物を直接消費者に販売する産直は、消費者との交流の場として農業の魅力を伝えるとともに消費者のニーズを直接把握でき、農業者が販売に関わる重要な場所です。現在町内にある産直は小規模な店舗が多く、集客能力が低いことから、農協とも協調しながら統合した大店舗の開設を目指してまいります。

